

学校等における高病原性鳥インフルエンザに関する Q&A

千葉県教育委員会（平成 28 年 12 月 2 日）

問 高病原性鳥インフルエンザとは何ですか

感染した鶏が高い確率で死亡してしまうなど、病原性が高い鳥インフルエンザです。鳥インフルエンザのなかでも、鶏に感染させた場合に、高い確率で死亡させてしまうようなものを高病原性鳥インフルエンザといいます。その原因となるウイルスは高病原性鳥インフルエンザウイルスといいます。高病原性鳥インフルエンザウイルスとしては、H5 亜型のもの H7 亜型のもが知られています。

問 高病原性鳥インフルエンザは、ヒトに感染しますか

通常、鳥インフルエンザウイルスはヒトには感染しません。

鳥インフルエンザにかかった鳥の羽や粉末状になったフンを吸い込む、その鳥のフンや内臓に触れてウイルスに汚染された手から鼻へウイルスが入るなど、人の体内に大量のウイルスが入ってしまった場合に、ごくまれに感染することが報告されています。

問 ヒトが鳥インフルエンザに感染しないための予防法はありますか

感染した鳥との濃厚な接触（体液や排泄物・羽毛と濃厚に接触する等）を避ければヒトへの感染の危険性はありませんので、日常生活の中で特別な予防を行う必要はありません。

ただし、鳥は鳥インフルエンザに限らず、ヒトに感染するその他のウイルスや細菌などの病原体を持っている可能性がありますので、平時から動物との接触後に手洗い、うがいなどの個人衛生を実施しておくことは大切です。

問 今年の冬、インフルエンザワクチンを接種したのですが、安心ですか

現在流通しているインフルエンザワクチンには、高病原性鳥インフルエンザに対する効果はありません。

しかし、ヒトインフルエンザと高病原性鳥インフルエンザに同時にかかった場合に危惧されている新型インフルエンザへの変異の危険性を下げる効果は期待できますので、あらかじめインフルエンザワクチンを接種しておくことをお勧めします。

問 ヒトが感染した場合、鳥インフルエンザは感染後どのくらいの期間で発症しますか

潜伏期間は、2～8 日と考えられています。

問 鳥インフルエンザのヒトへの感染が疑われる場合はどうすればいいですか

発熱と気道症状を伴うインフルエンザ様の症状があり、しかも発病前 10 日間に、鳥インフルエンザにかかっていることが疑われる病鳥や死鳥、それらの体液や排泄物・羽毛と濃厚な接触歴がある場合は、鳥インフルエンザウイルスの感染のおそれがありますので、医療機関に受診する前に電話で各健康福祉センター（保健所）に相談してください。

問 鶏肉や鶏卵を食べても大丈夫ですか

これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染したという事例の報告はありません。

高病原性鳥インフルエンザは家畜伝染病（法定伝染病）であり、発生した場合には、感染拡大防止のため、殺処分、焼却又は埋却、消毒等のまん延防止措置が実施され、発生農場を中心とした半径 10Km の区域にある鶏肉・鶏卵が他の農場も含め、市場に出回ることはありません。

なお、鳥インフルエンザウイルスは加熱すれば感染性がなくなります。万一、食品中にウイルスがあったとしても、食品を十分に加熱して食べれば感染の心配はありません。

問 高病原性鳥インフルエンザの鶏にはどのような症状がみられますか

症状を示さずに急死することがあります。また、元気喪失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色（紫色）、咳、鼻水、下痢が見られることもあります。

問 学校で鶏等の世話をする際、どのような点に注意すればいいですか

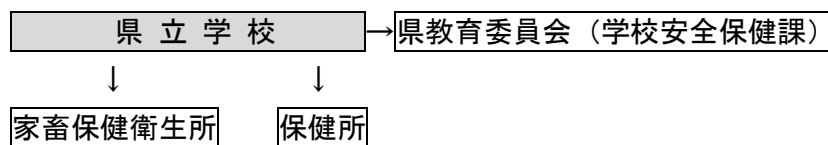
- ・ 飼育舎に出入りする際や鶏等を触った後は、手洗い、消毒を行う。
- ・ 飼育舎に入る際は、手袋やマスクの着用、専用の衣類と靴の履き替え（上着やブーツカバーでも可）や靴底の消毒（逆性せっけん等）を行う。
- ・ 野鳥の生活水と接触しないよう、飼育舎から鶏等を外に出すことや、放し飼い等は行わない。
- ・ 野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、屋根と壁との隙間をふさぐなどの処置を行う。ネット等に破れがあった場合は、速やかに補修する。
- ・ 飼育舎の周囲に穀類等のエサや生ゴミ等、野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つ。

問 学校で飼育している鳥に鳥インフルエンザを疑う事例が発生した場合はどのように対応すればいいですか

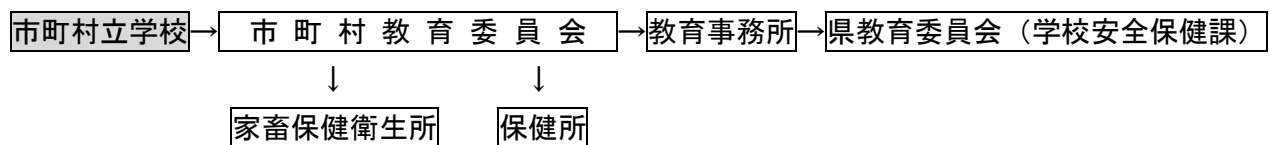
- ・ 異状が確認された鳥の飼育舎及び野鳥の連続死等が確認された場所に、園児・児童・生徒・職員が近寄ることがないように、必要な措置を講じる。
- ・ 学校所在地を管轄する家畜保健衛生所（連絡先別添参照）、保健所及び教育委員会（※）に報告する。

※報告ルート

（１）県立学校の場合



（２）市町村立学校の場合



問 学校で飼育している鶏等の世話を児童生徒が行うことに問題はありませんか

国内で高病原性鳥インフルエンザが発生したからといって、学校で飼育している鳥が高病原性鳥インフルエンザに罹患するおそれが高いということはありません。

現在、飼育している鶏等が健康であれば、飼育舎に野鳥を近づかせないように工夫するなどして、適切に管理しながら飼育をしてください。動物に触った後は手洗いやうがいをする、動物の周りを清潔にすることを心がけるなどの基本的な予防対策が重要です。

適切な管理をすることによって感染の心配がなくなることを児童生徒、保護者に対して周知し、冷静な対応を取ることが必要です。

決して棄てたりしないでください。また、鳥を棄てると法律により罰せられることがあります。

問 千葉県内で鳥インフルエンザが確認された場合はどのような対策をとる必要がありますか

千葉県において、鳥インフルエンザが発生した場合、または、そのおそれがある場合、県は知事を本部長とする「千葉県急性悪性家畜伝染病対策本部」を設置し、発生予防及びまん延防止についての対策を講じます。各学校に対しては、以下の内容等について協力要請を行うことがあります。

- ・ 高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識、異常の発見時の対処方法、通報方法等に係る周知
- ・ 県内の家きん類を飼育する学校に対し、家きん類の異常の有無の確認及び防疫措置、通報体制についての周知
- ・ 発生地半径 10km 以内の搬出制限地域内にある学校等については、3 日間おきに異常の有無の確認（原則として、発生後 21 日まで）

問 鶏以外の鳥は心配ないですか。また、犬や猫には感染しないのですか

高病原性鳥インフルエンザの鳥から他の鳥への感染はありますが、鳥から人への感染や異なる動物種の間での感染はごく稀です。したがって、鳥インフルエンザが発生したからといって、直ちに他の鳥や犬や猫への感染につながるわけではありません。

問 学校の敷地内等で野鳥の死骸を見つけた場合はどうすればいいですか

野生の鳥は、餌が取れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられず死んでしまうこともあります。また車や建物等に激突して死んでしまうこともありますので、野鳥が死んでいても鳥インフルエンザを直ちに疑う必要はありません。

- ・ 死亡野鳥を見かけたら、素手では触らずに袋に入れ一般ごみとして廃棄してください。
- ・ ただし、原因不明で同一箇所で大量の野鳥が死んでいる、リスク種（カモ類、ハクチョウ類など渡りの冬鳥およびそれらを捕食する猛禽類）が一定数以上死んでいるなど 野鳥の異常を発見した場合は、死体を回収して鳥インフルエンザの検査を実施する場合がありますので、地域振興事務所等（連絡先別添参照）又は所在の市町村に連絡してください。

問 学校敷地内に飛来する野鳥への対応はどうすればいいですか

日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをすれば、過度に対応する必要はありません。

野鳥の糞や羽等が落下していた場合は、こまめに取り除くなど、清掃を十分に行ってください。また、取り除いた糞等はビニール袋に入れ、一般ごみとして廃棄してください。

不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしたりすることは避けてください。

**問 現在、高病原性鳥インフルエンザが発生している国へ渡航しても大丈夫ですか
また、国内の発生地への旅行は大丈夫ですか**

現段階では、高病原性鳥インフルエンザの発生を理由に渡航の自粛、中止などの必要はありません。ただし、不用意に流行地の鶏舎などに立ち寄ることは止めてください。

この点については、国内の旅行、移動についても同様です。

**問 自宅で飼育している鳥が高病原性鳥インフルエンザに感染している恐れがあるときは
どうしたらいいですか**

愛玩用の鳥類については、お近くの動物病院にまずご相談ください。

別 添

○学校で飼育している動物の病気等に関する相談窓口

家畜保健衛生所	管 轄 市 町 村
中央家畜保健衛生所 (千葉市花見川区三角町 656) TEL 043-250-4141	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
東部家畜保健衛生所 (東金市川場 1105-3) TEL 0475-52-4101	銚子市、茂原市、東金市、旭市、匝瑳市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
南部家畜保健衛生所 (鴨川市八色 52) TEL 04-7092-2304	館山市、木更津市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町
北部家畜保健衛生所 (香取市岩ヶ崎台 12-1) TEL 0478-54-1291	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、香取市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町

○死亡野鳥等に関する相談窓口

県 機 関	管 轄 区 域
環境生活部自然保護課 (千葉市中央区市場町 1-1) 043-223-2936	千葉市・市原市
葛南地域振興事務所 (船橋市本町 1-3-1 フェイス 7 階) 047-424-8092	市川市・船橋市・習志野市・八千代市・浦安市
東葛飾地域振興事務所 (松戸市小根本 7) 047-361-4048	松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市
印旛地域振興事務所 (佐倉市鎚木仲田町 8-1) 043-483-1447	成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・印旛郡
香取地域振興事務所 (香取市北 3-1-3) 0478-54-7505	香取市・香取郡
海匝地域振興事務所 (旭市二 1997-1) 0479-64-2825	銚子市・旭市・匝瑳市
山武地域振興事務所 (東金市東新宿 1-1-11) 0475-55-3862	東金市・山武市・大網白里市・山武郡
長生地域振興事務所 (茂原市茂原 1102-1) 0475-26-6731	茂原市・長生郡
夷隅地域振興事務所 (夷隅郡大多喜町猿稻 14) 0470-82-2451	勝浦市・いすみ市・夷隅郡
安房地域振興事務所 (館山市北条 402-1) 0470-22-8711	館山市・鴨川市・南房総市・安房郡
君津地域振興事務所 (木更津市貝淵 3-13-34) 0438-23-2285	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市